

資料2 政令指定都市・豊中市における医療的ケアの必要な児童・生徒に関する調査

	1. 医療的ケアの必要な児童・生徒数について				2. 看護支援員の配置状況・人数等について	3. 2のうち、人工呼吸器装着の児童・生徒に対する配置状況・人数等について		4. 保護者の付き添いの有無について	
	人数		うち人工呼吸器装着の人数			①通常授業日	②校外学習・宿泊学校行事(修学旅行等)	①通常授業日	②校外学習・宿泊学校行事(修学旅行等)
	児童数	生徒数	児童数	生徒数					
札幌市	【小学校】6人 【特別支援学校】 ・豊成養護学校(小学部)6人 ・北翔養護学校(小学部)10人	【中学校】1人 【特別支援学校】 ・豊成養護学校(中学部)4人 ・北翔養護学校(中学部、高等部)9人	【小学校】0人 【特別支援学校】 ・豊成養護学校(小学部)2人 ・北翔養護学校(小学部)1人	【中学校】0人 【特別支援学校】 ・豊成養護学校(小学部)1人 ・北翔養護学校(中学部、高等部)3人	【小中学校】業務委託により6名の看護師を週3回の頻度で各校へ配置 【特別支援学校】会計年度任用職員として豊成・北翔両校へ各3名ずつ学校看護師を任用	【小中学校】対象児なし 【特別支援学校】各校3名ずつ配置している学校看護師が対応	【小中学校】対象児なし 【特別支援学校】校外学習は学校看護師が同行 宿泊学校行事は業務委託による看護師が同行	【小中学校】看護師配置がない週2回は付き添い対応 【特別支援学校】【特別支援学校】校外学習・宿泊学校行事とも原則付き添い	【小中学校】校外学習・宿泊学校行事とも原則付き添い対応 【特別支援学校】校外学習・宿泊学校行事とも原則付き添い対応
仙台市	21人	11人	3人	2人	・医療的ケアを要する児童生徒すべてに対して看護師を配置 ・令和2年度は 市立小学校15校に18名、市立中学校3校に3名、市立特別支援学校1校に11名の配置	児童生徒5名に対して、看護師5名配置	児童生徒5名に対して、看護師5名配置	付き添い無し。 ※ただし看護師が勤務できない日に限り、付き添い有り。	夜間のケアが必要な場合には付き添い有り。 ※「要医療的ケア通学児童生徒学習支援事業事務取扱要領」において「看護師の派遣時間は就寝時刻から起床時刻までの間は、緊急の場合を除いて対象外とする」と規定している。
新潟市	6人	1人	1人	0人	小学校 3校 看護師6人配置 特別支援学校(中学部) 1校 看護師1人配置	小学校 1校 1人配置	泊を伴わないものは、校長の判断。 泊を伴うものについては、原則不可。	原則無し。 看護師不在の時のみ、保護者の付き添いをお願いする。	泊を伴わないものは、校長の判断。 泊を伴うものについては、原則不可。
さいたま市	13人	21人	2人	3人	医療介助員を市立特別支援学校2校に2名配置 ※医療介助員・・・看護師免許を有し、市立特別支援学校において、児童生徒の医療業務並びに当該業務に係る連絡調整業務を行う者	市立特別支援学校2校において、医療介助員を2名配置	校外学習・・・引率あり 宿泊学校行事・・・引率なし	無	校外学習・・・付き添いなし 宿泊学校行事・・・夜間のみ付き添いあり
千葉市	6人	0人	0人	0人	5校(6名児童)の小学校に看護師8人を巡回で派遣した	0人	0人	基本的にはなし。看護師が派遣できない日については協力の依頼をする予定をしていた。(実際はなかった)	校外学習:保護者の付き添い 宿泊学習:保護者の付き添い
川崎市	25人	8人	1人	0人	会計年度任用職員 4名 市内訪問看護ステーション 21事業所	対象児童(1名)が在籍している特別支援学校に、3名の看護師を配置しており、連携して対応している。	当該行事に参加する人数による	児童生徒の実態に応じる	児童生徒の実態に応じる
横浜市	11人	0人	1人	0人	学校が所在する区医師会立訪問看護ステーションと委託契約を締結し、ケアが必要な時間に合わせ看護師を派遣しています。 児童生徒1名に看護師1名派遣しています。	無	無	無	(必要に応じて)有 ※児童生徒のセルフケアが可能となり、保護者の付添なし(教職員の見守り)で宿泊学習等に参加する例もあります。
<p>※人数は、令和2年5月1日時点で、本市で実施している「学校における医療的ケア支援事業」への利用申請・決定を経て、小中義務教育学校に看護師を派遣し、医療的ケアを実施している児童生徒の数です。例えば、夜間のみ人工呼吸器を使用している児童生徒や自力でケアが行える児童生徒などを含めた市内の小中義務教育学校に在籍している医療的ケアの必要な児童生徒の人数は不明です。</p>					<p>※2. 以降の設定については、小中義務教育学校を対象に実施している「学校における医療的ケア支援事業」について回答します。 【参考】市立肢体不自由特別支援学校(6校)に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒数は178名です(令和2年5月1日時点)。 ただし、盲・ろう・知的障害・病弱特別支援学校に在籍する児童生徒を除きます。肢体不自由特別支援学校には常勤の看護師を各校4~6名配置しています。</p>				

令和4年5月12日 参議院文教科学委員会 れいわ新選組:船後靖彦

出典：岡山市議会事務局作成「医療的ケアの必要な児童・生徒に関する調査について」小林寿雄岡山市議会議員（おかやま創政会）提供

	1. 医療的ケアの必要な児童・生徒数について				2. 看護支援員の配置状況・人数等について	3. 2のうち、人工呼吸器装着の児童・生徒に対する配置状況・人数等について		4. 保護者の付き添いの有無について	
	人数		うち人工呼吸器装着の人数			①通常授業日	②校外学習・宿泊学校行事(修学旅行等)	①通常授業日	②校外学習・宿泊学校行事(修学旅行等)
	児童数	生徒数	児童数	生徒数					
相模原市	9人	0人	0人	0人	本市は、医療的ケアが常時必要な場合は「非常勤看護師」を任用し、決まった時間のみ必要な場合は、「訪問看護ステーション」へ委託を行っている。令和3年度4月現在、小学校7校9名に対し9名の看護師を配置(非常勤看護師3名・訪問看護ST看護師6名)している。	無	無	無	有
静岡市	6人	4人	1人	0人	静岡市小・中学校看護師2名を、医療的ケアを必要とする3名の児童が在籍している3校に配置している。 ※児童2名(導尿)、児童1名(経管栄養・人工呼吸器装着)	静岡市小・中学校看護師1名を火水金に配置。 ただし、医療的ケアの内容は経管栄養に限っている。	静岡市小・中学校看護師1名を火水金に配置。 ただし、医療的ケアの内容は経管栄養に限っている。	静岡市小・中学校看護師が配置されている火水金は保護者の付き添いもある。	静岡市小・中学校看護師が配置されている火水金は保護者の付き添いもある。
浜松市	6人	0人	1人 ※必要に応じて使用	0人	5校に6人を配置(内訳) 直接雇用:3校に4人 業務委託:2校に2人	1人の児童に対し1人の看護師	校外学習:①と同じ 宿泊学校行事:授業日と同じ時間帯に配置できるが、宿泊業務は行わない。	人工呼吸器を使用する場合は、原則として付き添いが必要。学校で使用しない場合は、付き添い不要。 その他の児童は原則として不要。 個別の状況に応じて対応を検討することとしている。	校外学習:①通常授業日と同じ 宿泊学校行事:修学旅行は保護者付き添いを依頼する。市内及び近隣の場合は、看護師は授業日と同じ時間帯に配置できるが、宿泊業務は行わないので、保護者付き添いを依頼する。
名古屋市	15人	12人	1人	2人	医療的ケアが必要な児童生徒には全て看護師を配置している。 看護師28名(看護師2人配置も含む)	3人の児童生徒に対して5人の看護師を配置している。	校外学習・宿泊行事も付き添っている。	看護師が休んだ場合に限り付き添ってもらっている。	付き添ってもらっていない。
京都市	43人	34人	18人 ※児童・生徒を分けて集計していない。		・特別支援学校 4校 25人 ・小学校 8校 13人 ※幼稚園、中学校、高等学校には医療的ケアが必要な児童生徒はおらず、看護師は配置していない。	いずれの場合も、人工呼吸器装着の児童生徒とその他の医療的ケアが必要な児童生徒とで、看護師の配置状況に変わりはない。 ※特別支援学校は、医療的ケアが必要な児童生徒複数名に対し、看護師複数名の体制。小学校は医療的ケアが必要な児童は各校1名であるため、看護師1名体制(交代で2名配置)。		入学時や年度替わりの担任が変わる際など、医療的ケアの内容の引継ぎのために保護者に付き添いを依頼することがある。	医療的ケアの内容(主に夜間に行うもの)に応じて、保護者に別室待機などの形で付き添いを依頼することがある。
大阪市	46人	8人	1人	1人	・チーフ看護師3名、学校配置看護師31名 ・児童生徒の医療的ケアの状況により、配置日数・時間を決定	・1日1名配置 ・5日間	・校外学習 1名配置 ・泊行事 2名配置	・付き添いなし	・付き添いなし
堺市	7人	1人	1人	0人	会計年度任用職員として5名雇用し、5校で勤務している。 雇用している看護師が配置できない場合、契約している看護師派遣会社より配置している。	会計年度任用職員としての看護師1名	【校外学習】会計年度任用職員としての看護師1名 【宿泊行事】未定	無	一部有(派遣看護師については校外学習等の出張を認めてないため、保護者の付き添いを求めることがある)

令和4年5月12日 参議院文教科学委員会 れいわ新選組:船後靖彦

出典：岡山市議会事務局作成「医療的ケアの必要な児童・生徒に関する調査について」小林寿雄岡山市議会議員（おかやま創政会）提供

	1. 医療的ケアが必要な児童・生徒数について				2. 看護支援員の配置状況・人数等について	3. 2のうち、人工呼吸器装着の児童・生徒に対する配置状況・人数等について		4. 保護者の付き添いの有無について	
	人数		うち人工呼吸器装着の人数			①通常授業日	②校外学習・宿泊学校行事(修学旅行等)	①通常授業日	②校外学習・宿泊学校行事(修学旅行等)
	児童数	生徒数	児童数	生徒数					
神戸市	・(特別支援学校以外の)学校19人 ・特別支援学校46人	・(特別支援学校以外の)学校12人 ・特別支援学校54人	・(特別支援学校以外の)学校1人 ・特別支援学校11人	(特別支援学校以外の)学校0人 ・特別支援学校9人	日常的に医療的ケアが必要で、校内で保護者が医療的ケアを実施する必要がある児童生徒に対して、看護師による医療的ケアを行う。 (特別支援学校以外の)学校:訪問看護ステーションから看護師を派遣する。 (小学校…14人、中学校…1人) 特別支援学校:肢体不自由部門のある学校対象 ①学校看護師(会計年度任用職員):3校+1分校…18人(一日当たりの看護師) ②主任看護師(市職員)1校…1名	特になし	夜間の人工呼吸器の管理は原則保護者が実施。 さらに、特別支援学校については、必要に応じて医師の同行(1名)を実施。	(特別支援学校以外の)学校:訪問看護ステーションからの看護師派遣は、最大週10時間としている。それ以上の医療的ケアが必要な児童生徒については、保護者の付添を必要とする。 特別支援学校:人工呼吸器の児童生徒で入学後学校に慣れるまでの間、また、健康状態が安定しない場合については保護者の付添いを依頼することもある。	(特別支援学校以外の)学校:看護師免許を持った支援員の配置ができないときには保護者の付添を依頼。 特別支援学校:健康状態が安定しない場合は保護者の付添を依頼。
広島市	11人	3人	1人	0人	市立小・中学校の医ケア対象児には、パートタイム会計年度任用職員(日任用)として看護師を配置しています。医ケア児1人につき1人の看護師が対応しています。人工呼吸器装着の医ケア児については、3に記します。	人工呼吸器装着の医ケア児1人につき、常時2名の看護師で対応しています。	通常授業日と同様、常時2名の看護師で対応しています。 日中対応した看護師が引き続き夜間対応をすることは難しいため、日中の対応をする看護師とは別に、夜間対応をするための看護師2名をさらに派遣しています。	無(看護師が対応しています。)	無(看護師が対応しています。)
福岡市	46人	28人	1人	2人	学校看護師 小学校9人配置 中学校1人配置 特別支援学校20人配置	3人	(泊を伴わない校外学習のみ) 3人	有	有
北九州市	34人	18人	13人	6人	小倉総合特別支援学校(肢体不自由) 会計年度任用職員 4名 委託配置 1名 八幡西特別支援学校(肢体不自由) 会計年度任用職員 4名	人工呼吸器装着児を単独でケアする看護支援員はいない。(看護支援員全員が対応可能)	原則保護者が付添う。	2人	7人
熊本市	12人	3人	1人	0人	医療的ケアが必要な児童・生徒が在籍する小中学校・支援学校14校のうち13校に学級支援員(看護師)各校1名配置(未配置1校の生徒は、体調不良で登校できず、登校は短時間で保護者同伴のため、看護師未配置) 児童生徒の登校日(夏・冬・春休みを除いた登校日)に勤務 1日の勤務時間は7時間15分	1名 他の医療的ケアの必要な児童・生徒が在籍する学校と同様	校外学習時は保護者と看護師1名が同行。 宿泊行事は、保護者の希望により、宿泊せず短時間のみ保護者同伴で参加したため、看護師の同行はなかった。	基本的に付き添いは不要としている。 入学時、転入時には医ケアの状況に合わせて配置看護師が物品確認、手技の習得をする期間付き添いをお願いしている。 期間として1日～1週間程度	校外学習は看護師が同行し保護者付き添いなし。 宿泊行事は看護師の同行とともに、夜間のみ人工呼吸器を装着または吸引を必要とするなど、学校では実施していない行為がある場合は保護者の付き添いを依頼している。
豊中市	9人	3人	1人	1人	正職員 2人 会計年度任用職員 20人	2人	4～5人	無	無

令和4年5月12日 参議院文教科学委員会 れいわ新選組:船後靖彦

出典:岡山市議会事務局作成「医療的ケアの必要な児童・生徒に関する調査について」小林寿雄岡山市議会議員(おかやま創政会)提供